

毎月11日は

ひと ひと
人は等しい

『人権を確かめあう日』です

人権を確かめあう日とは？

「人権を確かめあう日」は、毎月11日に、今一度人権について考え行動し、お互いの人権を確かめあおうとする取組です。



なぜ11日？

「同和対策審議会答申」が出された1965年8月11日を記念して、毎月11日がこの取組に当てられています。

「11」は、「1(ひと)」「1(ひと)」とも読むことができます。また、「11」を横にすると「＝(イコール)」にもなることから、「人は等しい」が生まれました。

「人権を確かめあう日」の取組

1989年4月11日に「奈良県市町村人権・同和問題啓発活動推進本部連絡協議会」により提唱された「人権を確かめあう日」は、奈良県や県内の市町村が中心となり人権啓発活動を進めており、毎年4月11日頃には県内各地で一斉集会が開催されています。

宇陀市では毎月、「人権啓発ビラ」の作成・配布や、「うだちゃん」での放送、のぼり旗の設置による啓発活動を実施しており、本年4月の一斉集会では映画「あん」の上映を行います。

4月は新たなスタートを切る季節です。新しい学校や新しい職場など、新たなステージや出会いに期待が膨らみます。一方で、新たな環境への適応でストレスを感じることも多い季節でもあります。

新たな環境への不安やストレスは、一人で抱え込まず、まずは身近な人や相談窓口に声をかけてください。

また、周りで悩んでいる人に気づいたら声をかけてみてください。

新たな門出となるこの季節に、今一度人権について見つめ直し、みんなで支え合いながら、一人ひとりが輝けるまちづくりを進めましょう。



宇陀市人権啓発活動推進本部

※このビラへのご意見・ご感想は

☎0745-82-2147または jinken@city.uda.lg.jp

2025.4